

平成20年度 高齢者住宅改造助成事業について

「住宅改造助成事業」とは

在宅の要介護（要支援）等高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護（要支援）高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とするものです。



「住宅改造助成事業」を受けられる方

阿蘇市に住所を有する方
4月1日現在で65歳以上の方で、介護保険法の要支援・要介護認定を受けた方及びこれと同等の程度と認められる方又はこれらの方と同居し若しくは、同居しよつとされる方
世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する方

助成対象となる場所

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護（要支援）高齢者等が利用する部分であつて、当該要介護（要支援）高齢者等向けに実施する改造に要する経費とします。

新築、増築及び改築は対象となりません。

助成額

助成対象経費の限度額は、65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は70万円以内となり、介護保険制度の住宅改修費との併用もできません。

住宅改造にかかった対象経費のうち、市からの助成金の限度は2/3となり、1/3は自己負担となります。また、限度額を超えた分も自己負担となります。ただし、所得状況によっては対象経費の全額助成を受けられる場合もあります。

手続き

住宅改造助成事業を受けたい方は、高齢者支援課高齢者福祉係 ☎22 3145までご相談ください。

相談受付期間

平成20年7月11日（金）まで

国民年金



国民年金推進員が巡回しています。

社会保険事務所の「国民年金推進員」が身分証明書を携帯して、直接皆様のお宅に訪問し国民年金制度のご案内、届出の相談等の業務を行います。現在阿蘇市では3人の推進員がそれぞれの担当地区を回っていますのでお伺いした際は、お気軽にご相談ください。

60歳以降国民年金に任意加入されていた方へ

平成17年3月以前に満額の老齢基礎年金を受給するために任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方は、その超えた月数の保険料をお返しいたします。満額の老齢基礎年金を受給できる月数は生年月日により異なります。手続きは社会保険事務所に申出書を提出していただく必要がありますので詳しくは、熊本東社会保険事務所へお尋ねください。

問い合わせ先

熊本東社会保険事務所
☎096 367 2500